

令和4年第4回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年4月4日（月）午後2時10分から午後3時40分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	局長 高井美樹、 課長 後藤道広、 係長 山口嘉之、 再任用職員 前田 晃
議案	<p>第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第20号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第22号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第23号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和4年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和4年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、審議案件が多数あるため、途中で休憩を入れて進めていきたいと思っております。</p> <p>委員みなさんのご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、7番可児博恭委員、8番玉木武義委員の両名を指名します。

議 長	<p>続きまして、日程第 2、議案第 19 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第 2、議案第 19 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転 2 件と贈与による所有権移転 1 件の合計 3 件です。受付番号 1 番は、塩河の方と塩河の方との間における売買による所有権移転です。塩河地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>受付番号 2 番は、羽島市の方と塩河の方との間における売買による所有権移転です。塩河地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>受付番号 3 番は、下切の方と下切の方との間における贈与による所有権移転です。下切地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p>
可 児 委 員	<p>受付番号 1 番、2 番、塩河お願いします。</p> <p>農業委員 7 番の可児が受付番号 1 番、2 番について報告します。</p> <p>受付番号 1 番は、耕作がされてなく少し荒れた畑となっていますが、譲受人が取得され耕作されるため、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 2 番は、全部で 6 筆あり、田は管理されていますし、一部畑について、山林化しているところがありますが、伐採して栗を植栽される予定と聞いています。また、一ヶ所畑に小屋が建築されていましたが、農地として耕作されるには、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号 3 番、下切お願いします。</p>
飯 田 委 員	<p>推進委員 5 番の飯田が受付番号 3 番について報告します。</p> <p>受付番号 3 番は、30 年以上貸していた農地を贈与により譲るものであり、田として耕作されており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
菱 川 委 員	<p>受付番号 2 番の案件で、小屋が建築されているものは、農業用倉庫ですか。</p>
可 児 委 員	<p>農業用倉庫です。</p>
議 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>【意見なしの声あり】</p>
議 長	<p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 19 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 19 号は原案のとおり許可することに決しました。</p>

議長 続きまして、日程第3、議案第20号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第20号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

事務局 今月の申請は、2件です。

事務局 受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

事務局 立地基準判定は、第3種農地となります。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

事務局 周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロックと新たにコンクリートブロックを設置するとのことです。

事務局 平成24年頃から駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

事務局 受付番号2番は、七宗町の方が農地転用の許可を求めるもので、久々利地内で、隣接地を一体利用して駐車場を整備するとのことです。

事務局 立地基準判定は、第2種農地となります。

事務局 隣接する事務所敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

事務局 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事務局 平成30年3月頃から、一部を埋め立て通路として利用しているため、始末書が提出されています。

議長 令和4年2月25日付けで農振除外されています。

議長 以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

小林委員 受付番号1番、土田お願いします。

小林委員 農業委員4番の小林から現地確認の報告をします。

小林委員 申請地の北側は、既に駐車場として利用されていますし、南側も石積みされ高くなっており、20年以上駐車場として利用しているため始末書が提出され、転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号2番、久々利お願いします。

奥村(富)委員 農業委員11番の奥村から現地確認の報告をします。

奥村(富)委員 申請地は一部埋立てをされ通路として利用されており始末書が提出されています。農振除外もされ、転用されても問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
議案第 20 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】
議 長 異議ないものと認め、議案第 20 号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
なお、受付番号 10 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。
また、受付番号 6 番、8 番、15 番及び 17 番の案件が、日程第 5、議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番から 4 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。
それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 4、議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請について説明します。
申請の内訳は、売買による所有権移転 16 件、使用貸借権の設定 5 件の合計 21 件です。
併せて審議いただく、日程第 5、議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。
申請の内訳は、売買による所有権移転 3 件、事業計画の変更 1 件の合計 4 件です。
5 条、受付番号 1 番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。
転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して駐車場を整備することのことです。
立地基準判定は、第 3 種農地となります。
その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事は行わず、現状と変更なしのことです。
平成 11 年から駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。
5 条、受付番号 2 番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。
転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅及び物置敷地にするることのことです。
立地基準判定は、第 3 種農地となります。
その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロック壁により防ぐと共に一部コンクリートブロックを敷設することのことです。
平成 12 年 1 月 30 日から住宅、物置を建築して利用しているため、始末書が提出されています。
受付番号 3 番は、名古屋市中区の方と東京都武蔵野市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、既設土留め及びコンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、今渡の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、久々利の方と東京都新宿区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、愛知県小牧市の方外1名と川合の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して庭、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

この案件は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請のため引き続き事業計画変更の説明をします。

事業計画変更、受付番号1番は、愛知県小牧市の方外1名と川合の方が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して庭、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業者は個人住宅を建築する予定であったが、県外で生活することになり事業を実施できなかった。また、共有者の1人が亡くなり、新たに相続した者もすでに住宅を所有しているため建築の予定がない。事業承継者は隣地に住居を構えており、増築によって手狭となっている駐車場や庭敷地として利用したいとのことです。

受付番号7番は、白川町の方と川合北3丁目の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置すると共に既設の石積みにより防ぐとのことです。

受付番号8番は、岐南町の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

この案件は、事業計画変更、受付番号2番と同時申請のため引き続き事業計画変更の説明をします。

事業計画変更、受付番号2番は、岐南町の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

当初事業者は個人住宅を建築する予定であったが、県外で生活することになり事業を実施できなかった。事業承継者は分譲住宅を1棟建築したいとのことです。

受付番号9番は、下恵土の方と下恵土の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐと共に北側は小堤を設置するとのことです。

昭和57年4月頃から住宅敷地として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号10番は、審議先送りです。

受付番号11番は、美濃加茂市の方と名古屋市中区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号12番は、土田の方と愛知県犬山市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成23年頃から北側は通路、南側は駐車場として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号13番は、土田の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

申請地の北西角にある電柱は、申請地の南西角に移設予定です。

受付番号14番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用してトリミングサロンを建築すると共に自宅への進入路敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成26年12月頃から一部を自宅への進入路として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号15番は、大森の法人と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、5棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件となり、まちづくり条例の申請が必要ですが、未申請です。

この案件は、事業計画変更、受付番号3番と同時申請のため引き続き事業計画変更の説明をします。

事業計画変更、受付番号3番は、大森の法人と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、5棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件となり、まちづくり条例の申請が必要ですが、未申請です。

当初事業者は、造成して4区画に宅地分譲する計画でしたが、承継者からの分譲住宅を建築したいという要望を受け事業に着手しなかった。承継者は分譲住宅を5棟建築したいとのことです。

受付番号16番は、土田の方と広見1丁目の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、5区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件となり、都市計画法の申請済みです。

受付番号17番は、塩の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、隣接地を一体利用して8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、U型側溝を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件となり、都市計画法の申請済みです。

この案件は、事業計画変更、受付番号4番と同時申請のため引き続き事業計画変更の説明をします。

事業計画変更、受付番号4番は、塩の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、隣接地を一体利用して8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、U型側溝を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件となり、都市計画法の申請済みです。

当初計画では、分譲住宅を3棟建築する予定でしたが、新たに計画地の隣接地を取得できることになったため、分譲住宅を8棟建築したいとのことです。

令和2年7月21日付けで農振除外され、令和4年4月1日付けで目的変更されまし

た。

受付番号 18 番は、各務原市の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。南側は転用許可済み地となります。

受付番号 19 番は、塩の方と愛知県岩倉市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和 4 年 2 月 25 日付けで農振除外されています。

受付番号 20 番は、多治見市の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 1 種農地となります。

日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 21 番は、下恵土の方と今渡の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、土留めブロックを設置するとのことです。

令和 3 年 8 月 17 日付けで農振除外されています。

受付番号 22 番は、広見の方と羽生ヶ丘の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、2 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置すると共に水路にゴミ避け金網を設置するとのことです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番から4番、今渡をお願いします。

熊澤委員

推進委員1番の熊澤が受付番号1番から4番の案件について報告します。

受付番号1番の案件は、今渡西浅間地内で、平成11年から駐車場として利用されているため、始末書が提出されており、農地性はなく問題ないと思います。

受付番号2番の案件は、1番の案件と同一地で、住宅、物置を建築して平成12年1月から利用されており始末書が提出されており、農地性はなく問題ないと思います。

受付番号3番の案件は、隣接に農地がありますが進入路が確保されており分譲住宅に転用されても、問題ないと思います。

受付番号4番の案件は、畑として耕作されていますが、1区画に宅地分譲する転用です。

土地改良区の同意もあり、上下水道も整備されており、問題ないと思います。

議長

受付番号5番から8番及び事業計画変更、受付番号1番、2番、川合をお願いします。

大澤委員

農業委員2番の大澤が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番の案件は、畑として耕作されていましたが、住居地と離れているため十分な管理ができないため売買され4棟の分譲住宅に転用される申請です。

隣接者への説明、土地改良区の同意もあり側溝、上下水道の整備もされており、問題ないと思います。

熊澤委員

推進委員1番の熊澤が受付番号6番から8番及び事業計画変更、受付番号1番、2番の案件について報告します。

5条受付番号6番、事業計画変更受付番号1番は同一地ですから一緒に報告します。

現況は畑として管理されていますが、隣接者が売買により購入して庭、駐車場として利用する申請です。土地改良区の同意もあり、道路側溝も整備されており、問題ないと思います。

受付番号7番の案件は、父親の土地に使用貸借権を設定して個人住宅を建築する申請です。土地改良区の同意もあり、上下水道も整備されており、問題ないと思います。

受付番号8番、事業計画変更受付番号2番は同一地ですから一緒に報告します。

現況は畑として管理されていますが、売買により1棟の分譲住宅に転用される申請です。

隣接者への説明もされ、側溝、上下水道の整備もされており、問題ないと思います。

議長

受付番号9番、下恵土をお願いします。

中村委員

農業委員3番の中村が受付番号9番の案件について報告します。

受付番号9番の案件は、妻の母の所有する農地に使用貸借権を設定して個人住宅を建築するための申請です。昭和57年4月ごろから宅地として利用しているため、始末書が提出されています。隣接者への説明、土地改良区の同意もあり、上下水道も整備されており、問題ないと思います。

議長 佐橋委員	<p>受付番号 11 番から 16 番、及び事業計画変更、受付番号 3 番、土田お願いします。</p> <p>推進委員 2 番の佐橋が受付番号 11 番、13 番、15 番及び事業計画変更受付番号 3 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 11 番は、南側市道に面して 3 筆農地、田がある一番東、上手の農地の転用申請です。隣地所有者への説明、土地改良区の同意、道路側溝、上下水道とも整備されており問題はないと思います。ただし、隣接農地 2 筆への用水路が無い場合、敷地内北側に用水路を確保する計画で対応となっております。</p> <p>受付番号 13 番は、譲受人の宅地が旗竿状にあり、隣接農地を売買により購入し、進入路、駐車場として利用するための転用申請で、境界にコンクリートブロック壁を設置されるので、問題ないと思います。</p> <p>但し、申請地角に電柱があり、移設が必要な案件です。</p> <p>受付番号 15 番と事業計画変更受付番号 3 番は、同一地ですから、一緒に報告します。</p> <p>申請地は、令和 4 年 1 月に当初事業者が 4 区画に宅地分譲する計画で許可を得ましたが、承継者が分譲住宅 5 棟を建築したいと話があり 5 条と事業計画変更の申請となりました。</p> <p>当初計画と同様に北側、土地改良水路へのコンクリート張り等対応をして、問題ないと思います。</p>
小林委員	<p>農業委員 4 番の小林が受付番号 12 番、14 番及び 16 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 12 番は、土田の住宅地の農地で、現地確認時駐車場として利用されている状況であり始末書を提出いただきました。周囲は住宅地であり、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 14 番は、祖父の所有地に使用貸借権を設定してトリミングサロンの建築と自宅への進入路として利用するための申請です。平成 26 年 12 月頃から一部を自宅への進入路として利用しているため、始末書が提出されています。</p> <p>隣接市道と高低差があるため、土砂流出防止対策が必要です。</p> <p>受付番号 16 番は、東側で宅地分譲が行われた隣接農地を 5 区画に宅地分譲する申請です。隣接農地所有者へ説明済みで、北側にある土地改良用水はパイプライン化しており、閉栓工事を行うことで、土地改良区の同意もあり、問題ありません。</p>
議長 若尾委員	<p>受付番号 17 番から 19 番、及び事業計画変更、受付番号 4 番、塩お願いします。</p> <p>農業委員 6 番の若尾が受付番号 17 番から 19 番、及び事業計画変更受付番号 4 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 17 番と事業計画変更受付番号 4 番は、同一地ですから、一緒に報告します。</p> <p>当初計画では、分譲住宅 3 棟を建築する計画でしたが、新たに隣接地が取得できることとなり、分譲住宅 8 棟を建築する計画で申請がされています。</p> <p>都市計画法の申請も提出されており、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 18 番は、譲渡人は相続で農地を取得したが、市外に居住しており維持管理が困難なため市内の所有地を順次処分しています。今回は、以前転用申請した隣接地を譲受人が資材置場として利用する申請で、隣接地に農地は無く、問題ありません。</p> <p>受付番号 19 番は、父の所有地に使用貸借権を設定して農家住宅を建築する申請です。</p> <p>隣接農地所有者への説明済みで、土地改良区の同意もあり、道路側溝もあり、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。</p>

議 長 奥村(廣)委員	<p>受付番号 20 番、矢戸お願いします。</p> <p>推進委員 4 番の奥村が受付番号 20 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 20 番は、2 年前までは譲渡人の親が市外からきて耕作していた農地で、相続により取得したが、維持管理が困難なため、譲受人が個人住宅を建築する申請です。隣接地の農地はなく、道路側溝、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。</p>
議 長 奥村(榮)委員	<p>受付番号 21 番、瀬田お願いします。</p> <p>推進委員 8 番の奥村が受付番号 21 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 21 番は、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して農家住宅を建築する申請です。</p> <p>上下水道とも整備されていますし、雨水の排水は浸透枳となっており、少し心配はありますが、周囲は、親所有の農地であり、問題ないと思います。</p>
議 長 樋口委員	<p>受付番号 22 番、広見お願いします。</p> <p>農業委員 13 番の樋口が受付番号 22 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 22 番は、周辺は宅地化しており上下水道とも整備されています。雨水は接する土地改良区の用水路への排水で同意が取れています。また、隣接する農地所有者へも説明をされ同意を得ておられ、問題ないと思います。</p>
議 長 委員	<p>只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 議 長	<p>【意見・質疑なし】</p> <p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 21 号及び第 22 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委 議 長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第 21 号及び第 22 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。</p>
議 委 議 長	<p>ここで、休憩を入れたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>【休憩なしで進めてほしいとの声多数あり】</p> <p>休憩なしで、審議を進めます。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第 6、議案第 23 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題とします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第 6、議案第 23 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。</p> <p>今月の申請は 3 件です。</p> <p>受付番号 1 番、今渡の方が所有する今渡地内の畑です。</p> <p>当該農地は、昭和 40 年頃まで耕作していましたが、昭和 40 年に倉庫 2 棟を建築し、現在に至るとのことです。</p> <p>受付番号 2 番、下恵土の方が所有する下恵土地内の畑です。</p>

当該農地は、昭和 29 年以前まで耕作していましたが、昭和 29 年頃から山林化し、現在に至るとのことです。

受付番号 3 番、下恵土の方が所有する下恵土地内の畑です。

該当農地は、昭和 36 年頃まで耕作していましたが、昭和 37 年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

熊澤委員 受付番号 1 番、今渡をお願いします。

推進委員 1 番、熊澤が報告します。

昭和 40 年に倉庫 2 棟を建築し、56 年が経過していて、非農地として、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、3 番、下恵土をお願いします。

中村委員 農業委員 3 番、中村が受付番号 2 番、3 番について報告します。

受付番号 2 番は、昭和 29 年以前から耕作されてなく、山林化しており、非農地として問題ないと思います。

受付番号 3 番は、昭和 37 年に住宅を建築され、約 60 年が経過していて、非農地として問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 23 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 23 号は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 7、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

はじめに、受付番号 1 番から 3 番の案件は、農業委員 4 番の小林司朗委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限により審議に加わることができないため、退席を求めます。

(小林司朗委員、退席)

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、7 件です。

最初に、受付番号 1 番から 3 番について説明します。

受付番号 1 番は、塩河の方と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和 7 年 4 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 2 番は、多治見市の方と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権

の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和7年4月までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号3番は、羽崎の方と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

羽崎地内の該当農地について、令和7年4月までの3年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第24号、受付番号1番から3番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第24号、受付番号1番から3番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

それでは、小林司朗委員の議事参加を認めます。

(小林司朗委員 着席)

議長 引き続き、議案第24号を議題といたします。

受付番号4番から7番、事務局の説明を求めます。

事務局 受付番号4番から7番について説明します。

受付番号4番は、矢戸の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

室原地内の該当農地について、令和9年4月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号5番は、美濃加茂市の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和9年4月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号6番は、塩河の方外1名と塩河の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和9年4月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号7番は、塩河の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和9年4月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第24号、受付番号4番から7番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第24号、受付番号4番から7番は、原案のとおり承認し、市

に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第 8、議案第 25 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題といたします。

なお、農業委員 4 番の小林司朗委員及び 9 番の奥村武司委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限により審議に加わることができないため、退席を求めます。

(小林司朗委員、奥村武司委員 退席)

議事局長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 8、議案第 25 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

番号 1 から 2 について、土田の一般法人に新規で貸付期間平成 27 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 10 年間の残存期間を、いずれも使用貸借権を設定し、利用配分する計画案となっています。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 25 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 25 号は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

それでは、小林司朗委員及び奥村武司委員の着席を認めます。

(小林司朗委員、奥村武司委員 着席)

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の 3 月指導分について報告します。

別添資料 1 をご覧ください。(件数 20 件)

近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)届出書の 3 月届出分です。

別添資料 2 をご覧ください。(件数 4 件)

農業用施設届出書の 3 月届出分です。

別添資料 3 をご覧ください。(1 件)

続きまして、3 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、4件の相続に伴う届出があり、田は8筆、面積8,063.00 m²、畑は11筆、面積1,917.00 m²で、田と畑の合計は19筆で、面積は9,980.00 m²でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は4月28日の木曜日を予定しています。

新型コロナ感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和4年第5回農業委員会総会は、令和4年5月6日金曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

農業委員会による最適化活動の推進等について説明

その他として、前回総会時の中村委員への回答について説明

これもちまして、令和4年第4回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、長時間にわたり、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。